

埼玉県報



埼玉県発行

目次

規則

○埼玉県教育委員会の保有する個人情報
の保護等に関する規則の一部を改正する規則
(教委・総務課)

告示

(教委・総務課)

○特定非営利活動法人の設立に係る公告
(中央創造)

○特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告
()

○特定非営利活動法人の設立に係る公告
(西部創造東松山支所)

○地籍調査の成果の認証
(土地水政策課)

○県庁舎等の清掃・警備等業務委託に関する落札者の公示
(管財課)

○狭山都市計画生産緑地地区の変更
(みどり自然課)

○埼玉県立大学情報システム機器賃借に関する落札者等の公示
(県立大学)

○大規模小売店舗の変更に関する

公示

(商業支援課)

○貸金業者の登録の取消し
(金融課)

○農業振興地域の区域の変更
(農業政策課)

○妻沼西南土地改良区の役員退任届
(大里農林)

○保安林の指定予定
(森づくり課)

○新座都市計画用途地域の変更の案の縦覧
(都市計画課)

○川越都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更
()

○川越都市計画区域区分の変更
()

○川越都市計画用途地域の変更
()

○和光市中央第二谷中土地地区画整理組合の定款の変更
(市街地整備課)

○上尾中山道東側地区第一種市街

地再開発事業の定款の変更

(市街地整備課)

七

○草加都市計画事業八潮南部西一体型特定土地区画整理審議会委員選挙の当選人の公告
(八潮新都市建設事務所)

(八潮新都市建設事務所)

七

○開発行為に関する工事の完了公告
(建築指導課)

(建築指導課)

八

○教育関係庁舎清掃・警備業務委託に関する落札者等の公示
(教委・財務課)

(教委・財務課)

八

○埼玉県立図書館業務システムのサーバ機器等の賃貸借に関する入札公告
(浦和図書館)

(浦和図書館)

九

○県道さいたまふじみ野所沢線の区域の変更
(川越県土)

(川越県土)

一一

○県道さいたまふじみ野所沢線の供用の開始
()

()

一一

○開発行為に関する工事の完了公告
(飯能県土)

(飯能県土)

一二

○一般国道二百五十四号の区域の変更
(東松山県土)

(東松山県土)

一二

○県道ときがわ熊谷線の区域の変更
()

()

一二

○県道菅谷寄居線の区域の変更
()

()

一三

○開発行為に関する工事の完了公告
()

()

一三

○
(行田県土)

(行田県土)

一四

○埼玉県教育委員会定例会の招集
(教委・総務課)

(教委・総務課)

一四

○技能検定員等資格審査に伴う公示
(運転免許課)

(運転免許課)

一四

○選挙管理委員会の招集
(選管委)

(選管委)

一五

○埼玉県規則第八十九号目次中訂正
(文書課)

(文書課)

一六

規則

埼玉県教育委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年十一月十六日

埼玉県教育委員会委員長 高橋史朗

埼玉県教育委員会規則第三十九号

埼玉県教育委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則

埼玉県教育委員会の保有する個人情報等の保護等に関する規則(平成十七年埼玉県教育委員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。
別表埼玉県立養護学校さいたま桜高等学園・羽生ふじ高等学園入学選考の項の次に次のように加える。

埼玉県立川越養護学校川越たかしな分校・三郷養護学校草加分校・大宮北養護学校さいたま西分校入学選考	学力検査の教科別得点及び合計得点並びに適性検査の検査別得点及び合計得点	別途通知により指定する期間	別途通知により指定する場所
--	-------------------------------------	---------------	---------------

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

告 示

埼玉県告示第千六百七十号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、総務部

NPO活動推進課及び埼玉県中央地域創造センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用して備え置く方法(埼玉県NPO情報ステーション (<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

さいtamaken-npo.net/)により縦覧に供する。

平成十九年十一月十六日

埼玉県知事 上田 清 司

一 申請のあった年月日
平成十九年十一月八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人日本スポーツ振興会

三 代表者の氏名
川本 龍司郎

四 主たる事務所の所在地
埼玉県上尾市向山二丁目三七番一号

五 定款に記載された目的
この法人は、一般市民に対し、スポーツ教室、スポーツイベントに関する事業を行い、スポーツの普及・振興、スポーツをする機会の提供、青少年の健全な育成、地域の活性化や健康の増進、生涯スポーツの推進に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第千六百七十一号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を申請のあった日から二月間、総務部NPO活動推進課及び埼玉県中央地域創造センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用して備え置く方法(埼玉県NPO情報ステーション (<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成十九年十一月十六日

埼玉県知事 上田 清 司

一 申請のあった年月日
平成十九年十一月七日

二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人さいたま市学童

保育の会

三 代表者の氏名
豊田 勝敏

四 主たる事務所の所在地
埼玉県さいたま市中央区下落合七丁目七番六号桜井ビル三階

五 定款に記載された目的
この会は、会員の協働による運営の基、保育が必要とされる小学校児童の豊かで安全な放課後及び学校休業日の生活の場を築くことによって、児童の心身の健やかな発達を援助するとともに、健全で豊かな地域社会の確立に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第千六百七十二号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、総務部NPO活動推進課及び埼玉県西部地域創造センター東松山支所において備え置く方法並びにインターネットを利用して備え置く方法(埼玉県NPO情報ステーション (<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

- 平成十九年十一月十六日
埼玉県知事 上田清司
- 一 申請のあった年月日
平成十九年十月二十九日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人はとやま環境フォーラム
- 三 代表者の氏名
愛場 謙嗣
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県比企郡鳩山町鳩ヶ丘二丁目三番四号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、鳩山町とその周辺を主な活動地域として、環境監視・環境保全・自然観察・文化創造活動を行い、地域の良好な自然・生活環境の保全に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第六百七十三号

神川町における地籍調査の成果を、国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

平成十九年十一月十六日

埼玉県知事 上田清司

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地区	認証年月日
神川町	平成十六年度 平成十八年度 平成十九年度	地籍図 三十二枚 地籍簿 一冊	阿久原二一(下阿久原の一部)	平成十九年十一月十二日

埼玉県告示第六百七十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を選定したので、次のとおり公示する。

平成十九年十一月十六日

埼玉県知事 上田清司

- 1 購入等件名及び数量
別表のとおり
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県総務部管財課総務・庁舎管理担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
平成19年9月11日
- 4 落札者の氏名及び住所
別表のとおり
- 5 落札金額
別表のとおり
- 6 契約の相手方を決定した手続
指名競争入札
- 7 入札の公示を行った日
平成19年7月31日

別表

No	購入等件名及び数量	落札者の氏名及び住所	落札金額
1	本庁(清掃) 地区清掃業務一式	株式会社むさしビルクリナー 埼玉県さいたま市浦和区常盤3丁目3番9号	73,115,700円
2	本庁(駐車場) 地区駐車場管理業務一式	株式会社むさしビルクリナー 埼玉県さいたま市浦和区常盤3丁目3番9号	56,700,000円
3	本庁(警備) 地区警備業務一式	ファイル・コーポレーション株式会社 埼玉県さいたま市浦和区常盤5丁目2番18号	20,979,000円
4	本庁(議事堂) 地区清掃業務一式	日本環境マネジメント株式会社 埼玉県さいたま市浦和区仲町1丁目12番1号	31,500,000円
5	本庁(会館) 地区清掃・冷暖房機運転業務一式	株式会社ビルメン 埼玉県さいたま市浦和区高砂1丁目2番1号	22,732,500円

6	南F地区清掃・冷暖房機運 転業務一式	株式会社昭和総合サービス 埼玉県さいたま市南区大字太田窪 2745番地	17,640,000円
7	東E地区清掃・中央監視業 務一式	富士エンジニアリング株式会社 埼玉県熊谷市石原820番地2	21,105,000円

埼玉県告示第六百七十五号

狭山市から狭山都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

平成十九年十一月十六日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第六百七十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成十九年十一月十六日

埼玉県知事 上田清司

~~~~~

埼玉県告示第六百七十七号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成十九年十一月十六日

- 1 購入等件名及び数量  
埼玉県立大学情報システム機器賃借一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県立大学情報・施設管理担当  
埼玉県越谷市三野宮820番地
- 3 落札者を決定した日  
平成19年10月22日
- 4 落札者の氏名及び住所  
富士通リース株式会社 東京都新宿区西新宿2丁目7番1号
- 5 落札金額  
279,657,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日  
平成19年8月31日

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

アリオ川口  
川口市並木元町一番十七

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名(変更前) 株式会社イトーヨーカ堂 代表取締役 亀井淳

東京都千代田区二番町八番地八

株式会社モリタ 代表取締役 盛田良次

秋田市中通一の四の四 他六十二件

(変更後) 株式会社イトーヨーカ堂 代表取締役 亀井淳

東京都千代田区二番町八番地八

株式会社ナイガイ 代表取締役 林勇二

東京都台東区柳橋二丁目十九番六号 他六十三件

ハ 変更年月日

平成十九年九月二十八日

ニ 届出年月日

平成十九年十一月六日

二 縦覧期間

平成十九年十一月十六日から平成二十年三月十七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県中央産業労働センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べる事ができる。

イ 意見書提出期間

平成十九年十一月十六日から平成二十年三月十七日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第千六百七十八号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成十九年十一月十六日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

株式会社イトーヨーカ堂新田店

草加市旭町六丁目十五番三十号

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前) 株式会社イトーヨーカ堂 代表取締役 亀井淳

東京都千代田区二番町八番地八

株式会社リバトン 代表取締役 石川雅三

東京都千代田区三崎町三のの一の三 他二件

(変更後) 株式会社イトーヨーカ堂 代表取締役 亀井淳

東京都千代田区二番町八番地八

株式会社四五コーポレーション 代表取締役 中野信幸

東京都豊島区池袋二丁目四十三番一号 他一件

ハ 変更年月日

平成十七年十一月三十日

ニ 届出年月日

平成十九年十一月六日

二 縦覧期間

平成十九年十一月十六日から平成二十年三月十七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県東部産業労働センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べる事ができる。

イ 意見書提出期間

平成十九年十一月十六日から平成二十年三月十七日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第千六百七十九号

貸金業の規制等に関する法律(昭和五十八年法律第三十二号)第三十八条の規定により、貸金業者の登録を取り消したので、次のとおり公告する。

平成十九年十一月十六日

埼玉県知事 上田清司

一 商号

フレンド

二 氏名

並木 文雄

三 主たる営業所の所在地

埼玉県新座市馬場二丁目一〇番十一号

四 登録番号

埼玉県知事(二)第〇三八三七号

五 登録年月日

平成十九年一月二十九日

六 登録の取消し年月日

平成十九年十一月九日

農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第七条第一

項の規定により、川島農業振興地域の区域を次のとおり変更する。なお、関係図面は、埼玉県農林部農業政策課及び埼玉県東松山農林振興センターにおいて縦覧に供する。

平成十九年十一月十六日

埼玉県知事 上田清司

一 追加する区域

なし

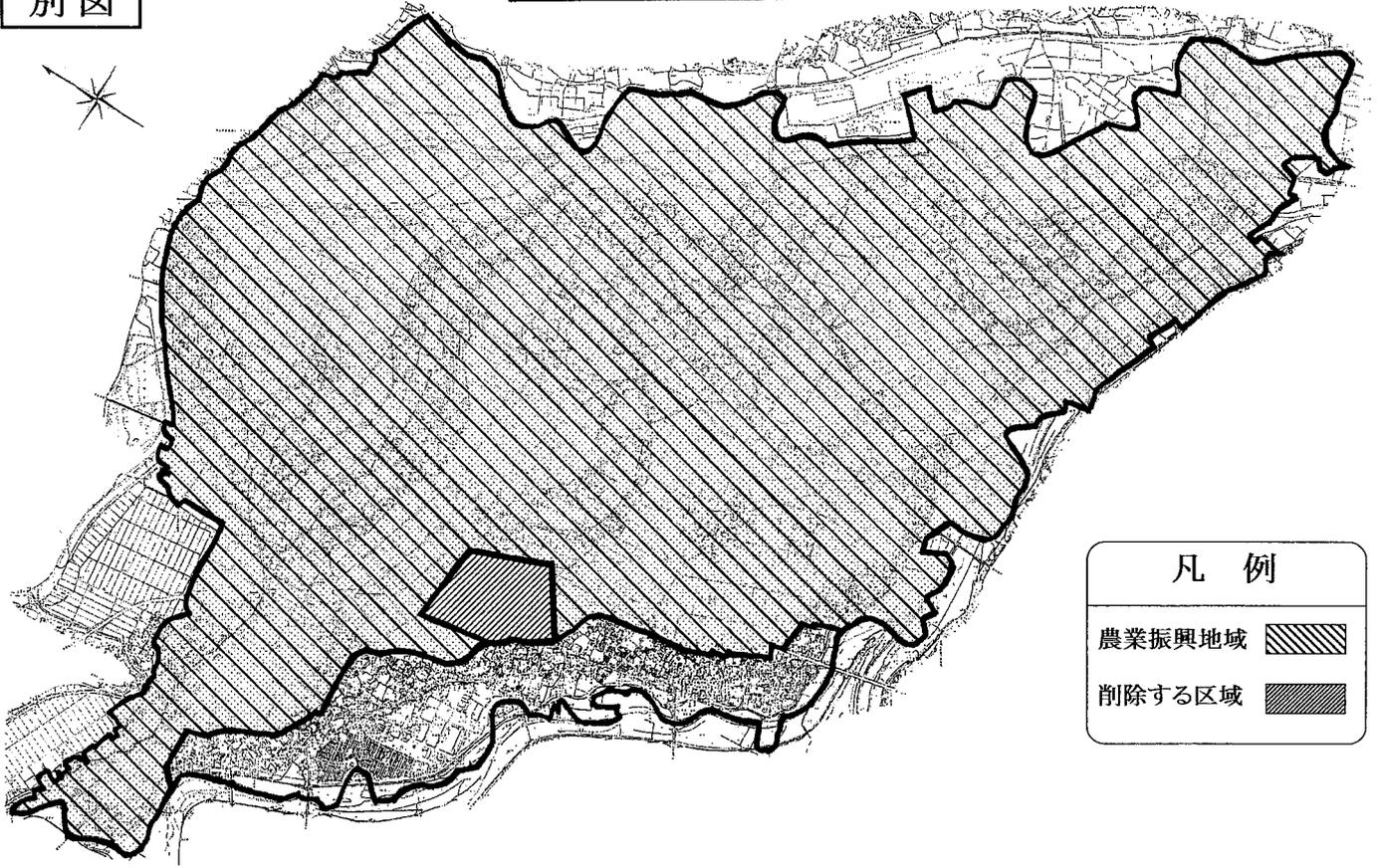
二 削除する区域

別図のとおり

埼玉県告示第千六百八十号

川島農業振興地域

別図



埼玉県告示第千六百八十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、妻沼西南土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成十九年十一月十六日

埼玉県知事 上田清司

職名 氏名 住所

理事 間島正夫 熊谷市市ノ坪一八番地二

埼玉県告示第千六百八十二号

次のように保安林の指定をする予定であるから、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十九年十一月十六日

埼玉県知事 上田清司

一 指定予定保安林の所在場所

入間郡越生町大字越生字高取一一二四の一、字倉田一〇四六の二、一〇四九、一〇五〇、字堂平一一二〇、字中丸一一〇四

二 指定の目的

公衆の保健

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採方法

1 主伐に係る伐採種は定めない。  
2 主伐として伐採することができ  
る立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を埼玉県庁及び越生町役場に備え置いて縦覧に供する。)

埼玉県告示第千六百八十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第九号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成十九年十一月十六日

埼玉県知事 上田清司

一 都市計画の種類及び名称  
新座都市計画用途地域  
二 都市計画を変更する土地の区域  
新座市野火止五丁目の一部

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉  
県朝霞県土整備事務所、新座市都市計  
画部まちづくり計画課  
四 縦覧期間  
平成十九年十一月十六日から平成十  
九年十一月三十日まで

埼玉県告示第六百八十四号

都市計画法(昭和四十二年法律第百  
号)第二十一条第二項において準用する  
同法第十八条第一項の規定により、川越  
都市計画都市計画区域の整備、開発及び  
保全の方針を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都  
市整備部都市計画課において縦覧に供す  
る。  
平成十九年十一月十六日  
埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県告示第六百八十五号

都市計画法(昭和四十二年法律第百  
号)第二十一条第二項において準用する  
同法第十八条第一項の規定により、川越  
都市計画区域区分を変更した。  
なお、当該変更に係る図書を埼玉県都  
市整備部都市計画課において縦覧に供す  
る。  
平成十九年十一月十六日  
埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県告示第六百八十六号

都市計画法(昭和四十二年法律第百  
号)第二十一条第二項において準用する  
同法第十八条第一項の規定により、川越  
都市計画用途地域を変更した。  
なお、当該変更に係る図書を埼玉県都  
市整備部都市計画課において縦覧に供す  
る。  
平成十九年十一月十六日  
埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県告示第六百八十七号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第  
百十九号)第三十九条第一項の規定によ  
り土地区画整理組合の定款の変更を認可  
したので、次のとおり公告する。  
平成十九年十一月十六日  
埼玉県知事 上 田 清 司

一 組合の名称

和光市中央第二谷中土地区画整理組  
合

二 事業施行期間

平成四年十一月十三日から  
平成二十七年三月三十一日まで

三 施行地区

和光市大字下新倉字谷中、東妙蓮  
寺、西妙蓮寺、谷戸、谷戸島、谷中川、  
庚塚の各一部。  
和光市大字新倉字向坂の一部。

四 事務所の所在地

和光市広沢一番五号(和光市役所)

五 設立認可の年月日

平成四年十一月十三日

六 変更内容

事務所の所在地を「和光市広沢一番  
五号(和光市役所)」から「和光市下新  
倉二丁目四五番一号」と変更する。  
役員の定数を「理事十二人、監事三  
人」から「理事十人、監事三人」と変  
更する。  
七 変更認可の年月日  
平成十九年十一月十六日

埼玉県告示第六百八十八号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三  
十八号)第三十八条第一項の規定によ  
り上尾市山道東側地区第一種市街地再開発  
事業の定款の変更について認可したの  
で、次のとおり公告する。  
平成十九年十一月十六日  
埼玉県知事 上 田 清 司

一 組合の名称

上尾市山道東側地区市街地再開発組  
合

二 事業施行予定期間

組合設立認可公告の日から平成二十  
三年八月末日

三 施行地区

上尾市上町二丁目の一部  
上尾市宮本町の一部

四 事務所の所在地

上尾市仲町一丁目七番八号

五 設立認可の年月日

平成十八年十一月十七日

六 変更の内容

参加組合員に与えられる保留床等の  
概要等、参加組合員の負担金の納付、  
増床負担金の納付、役員の定数、補欠  
選挙及び選任、理事会の議事録、清算  
金の分割徴収、保留床等の譲渡  
七 定款の変更の認可の年月日  
平成十九年十一月十六日

埼玉県告示第六百八十九号

平成十九年十一月四日に執行の草加都  
市計画事業八潮南部西一体型特定土地  
区画整理審議会委員選挙の当選人を土地  
区画整理法施行令(昭和三十年政令第四  
十七号)第三十五条第四項の規定によ  
り、  
次のとおり決定した。  
平成十九年十一月十六日  
埼玉県知事 上 田 清 司

一 宅地の所有者のうちから選挙される委員の当選人

| 住 所                 | 氏 名  |
|---------------------|------|
| 八潮市八潮七丁目三<br>十五番地十五 | 小倉孝義 |
| 八潮市大字大曾根三<br>百四十八番地 | 昼間竹雄 |
| 八潮市大字坊四百三           | 小澤正美 |

|    |                 |      |
|----|-----------------|------|
| 番地 | 八潮市大字坊三百八十一番地三  | 村上欣也 |
| 番地 | 八潮市大字古新田三百十九番地一 | 岩崎正守 |
| 番地 | 八潮市八潮七丁目三十一番地三  | 大山勝示 |
| 番地 | 八潮市大字浮塚百七十六番地十  | 家中富雄 |
| 番地 | 八潮市大字坊百十五番地     | 鈴木留喜 |
| 番地 | 八潮市大字坊四百五十五番地   | 小澤榮三 |
| 番地 | 八潮市大字大曾根六百七十六番地 | 金子欣治 |
| 番地 | 八潮市大字古新田三十二番地   | 初山繁雄 |

二 宅地について借地権を有する者のうちから選挙される委員の当選人

|    |                  |    |       |
|----|------------------|----|-------|
| 住所 | 八潮市大字古新田五百七十四番地二 | 氏名 | 三ヶ島義雄 |
|----|------------------|----|-------|

埼玉県告示第千六百九十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十九年十一月十六日

埼玉県知事 上田清司

一 許可番号

平成十九年十月二十六日

指令杉整第一九〇一五六〇号

二 検査済証番号

平成十九年十一月十二日第七十八号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡鷲宮町大字東大輪字北割畑

一四二三一一、一四二三一四、一四二二一七、一四二三一九、一四二三一一〇、一四二三一二一、一四二三一二二、八甫四丁目二五一一、一五一一二、一五一一三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

春日部市八木崎町九一一二

旭企画株式会社

代表取締役 上原 茂

埼玉県告示第千六百九十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十九年十一月十六日

埼玉県知事 上田清司

一 許可番号

平成十九年七月二十日

指令杉整第一九〇〇六四〇号

二 検査済証番号

平成十九年十一月十二日第七十九号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡鷲宮町大字葛梅字屋敷前三二一一、三二二一一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

加須市下三俣三七二

株式会社 東武ニューハウス

代表取締役 関根 勇

埼玉県告示第千六百九十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を選定したので、次のとおり公示する。

平成十九年十一月十六日

埼玉県知事 上田清司

一 購入等件名及び数量

別表のとおり

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県教育局教育総務部財務課契約担当

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

三 落札者を決定した日

平成19年9月12日

四 落札者の氏名及び住所

別表のとおり

五 落札金額

別表のとおり

六 契約の相手方を決定した手続

指名競争入札

入札の公示を行った日

平成19年7月31日

| 整理番号 | 購入等件名及び数量  | 落札者の氏名及び住所                            | 落札金額         |
|------|------------|---------------------------------------|--------------|
| 1    | (関東A地区) 一式 | ビジー工業株式会社 埼玉県さいたま市西区大字西新井字堤崎前505番地121 | 109,200,000円 |

|    |                  |                                               |              |
|----|------------------|-----------------------------------------------|--------------|
| 2  | (県東B地区) 一式       | 東京ワックス株式会社 埼玉県深谷市上野台2920番地                    | 65,205,000円  |
| 3  | (県東C地区) 一式       | 東鉄ビルメン株式会社 埼玉県春日部市大畑34番地1                     | 46,410,000円  |
| 4  | (県西A地区) 一式       | 日本環境マネジメント株式会社 埼玉県さいたま市浦和区仲町1丁目12番1号          | 67,966,500円  |
| 5  | (県西B地区) 一式       | 東京ワックス株式会社 埼玉県深谷市上野台2920番地                    | 95,550,000円  |
| 6  | (県南A地区) 一式       | 株式会社サイオー 埼玉県さいたま市浦和区岸町7丁目12番4号                | 49,146,903円  |
| 7  | (県南B地区) 一式       | 旭ビル管理株式会社 埼玉県さいたま市大宮区宮町3丁目134番地2              | 49,350,000円  |
| 8  | (県南C地区) 一式       | 極東ビル管理株式会社 埼玉県さいたま市見沼区大和田町1丁目1860番地           | 42,210,000円  |
| 9  | (県北A地区) 一式       | セイコービルシステム株式会社 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目12番24号         | 123,585,000円 |
| 10 | (秩父養護学校地区) 一式    | 埼玉総合ビル管理株式会社 埼玉県上尾市各津2丁目1番50号                 | 14,700,000円  |
| 11 | (川の博物館地区) 一式     | 太陽管財株式会社 埼玉県さいたま市北区日進町3丁目8番地                  | 9,409,050円   |
| 12 | (歴史と民俗の博物館地区) 一式 | 株式会社クリーソ工房 埼玉県さいたま市中央区新都心11番地2さいたま新都心1Aタワー30F | 74,445,000円  |
| 13 | (県立美術館地区) 一式     | 旭ビル管理株式会社 埼玉県さいたま市大宮区宮町3丁目134番地2              | 87,150,000円  |

埼玉県告示第十六百九十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成十九年十一月十六日

埼玉県長 上田 崇 臣

1 調達内容

- (1) 購入等件名及び数量  
埼玉県立図書館業務システムのサーバー機器等の賃貸借 一式
- (2) 調達案件の仕様等  
入札説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期間  
平成20年3月1日(土)から平成25年2月28日(木)まで  
ただし、平成20年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合、当該契約は解除する。
- (4) 履行場所  
埼玉県立浦和図書館が指定する場所
- (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成18年埼玉県告示第1543号)に基づき、「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。
- (3) 物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要領(平成8年6月13日付け出物第180号)に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (4) 埼玉県の物品の買入れ等の契約に係る暴力団排除措置要領(平成19年3月27日付け出物第1153号)に基づく指名除外措置を受けていない者であること。
- (5) 本件業務について、仕様書の要求する事項を確実に履行できることを証明した者であること(詳細は、入札説明書及び仕様書による)。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

- 〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 1 番 22 号 埼玉県立浦和図書館システム管理担当 柴崎 敏幸、福田 道弘 電話048-829-2821
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法  
この公告の日から平成19年12月12日（水）まで上記(1)の交付場所において交付する。
- (3) 入札説明会の場所及び日時  
ア 場所  
埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 1 番 22 号 埼玉県立浦和図書館 1 階鑑賞室  
イ 日時  
平成19年11月21日（水）午前10時
- (4) 入札・開札の場所及び日時  
ア 場所  
埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 1 番 22 号 埼玉県立浦和図書館 1 階鑑賞室  
イ 日時  
平成19年12月26日（水）午前10時
- (5) 郵便による場合の入札書のあて先、受領期限及び提出方法  
ア あて先  
〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 1 番 22 号 埼玉県立浦和図書館システム管理担当  
イ 受領期限  
平成19年12月25日（火）午後 5 時（必着）  
ウ 提出方法  
書留郵便によること。  
4 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金  
ア 入札保証金  
入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の 5 以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規

- 則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第 2 項の規定に該当する場合は、免除する。
- イ 契約保証金  
契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第 2 項の規定に該当する場合は、免除する。
- (3) 入札者に要求される事項  
ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す必要な書類を平成19年12月12日（水）午後 5 時まで提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。  
イ 入札者は、上記 3 「入札書の提出場所等」に従い、入札書を提出しなければならない。
- (4) 入札の無効  
次に掲げる入札書は、無効とする。  
ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書  
イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書  
ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年埼玉県規則第106号）第 9 条の規定に該当する入札書
- (5) 契約書作成の要否  
要
- (6) 落札者の決定方法  
財務規則第94条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (7) 手続における交渉の有無  
無
- (8) 競争入札参加資格の付与  
2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要な事項を記入した上、必要な書類を添付して、埼玉県出納局物品管理課登録担当（電話048-830-5775（直通） 〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目15番 1 号）に提出すること。
- (9) 支払条件

- 発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。
- (10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。
- 5 Summary
- (1) Nature of Services Required : Lease of server equipment regarding integrated public library system
- (2) Time-limit for tender : 10 : 00 a.m., December 26, 2007. (tender submitted by mail 5 : 00 p.m., December 25, 2007)
- (3) Contact Information : Saitama Prefectural Urawa Library, Takasago 3-1-22, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-0063, Tel.048-829-2821

埼玉県川越県土整備事務所長告示第六十四号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成十九年十一月十六日から三十日間埼玉県土整備部道路環  
境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

- 平成十九年十一月十六日
- 埼玉県川越県土整備事務所長 堀本 一夫
- 一 道路の種類 県道  
二 路 線 名 さいたまふじみ野所沢線  
三 道路の区域

| 旧新別 | 区 間                         | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延<br>(メートル) 長 | 備 考                         |
|-----|-----------------------------|-----------------|---------------|-----------------------------|
| 旧   | 所沢市若松町八二八番二地先から同市こぶし町八二六番二地 | 一六・五二           | 一九・一〇         | 交通安全対策事業<br>所沢航空記念公園との兼用工作物 |
| 新   | 先                           | 一六・五二           | 二〇・八〇         |                             |

埼玉県川越県土整備事務所長告示第六十五号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成十九年十一月十六日から三十日間埼玉県土整備部道路環

境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年十一月十六日

埼玉県川越県土整備事務所長 堀本 一夫

| 路 線 名             | 供 用 開 始 の 区 間                    | 供用開始の期日             | 備 考         |
|-------------------|----------------------------------|---------------------|-------------|
| さいたまふじみ野<br>所 沢 線 | 所沢市若松町八二八番二地先から同市こぶし町八二六番二地<br>先 | 平成十九年十一月十六日<br>午後五時 | 延長八九・〇〇メートル |

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第六十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十九年十一月十六日

埼玉県飯能県土整備事務所長

根岸 功

一 許可番号

平成十九年十一月八日

指令飯整第一九〇〇〇一―号

二 検査済証番号

平成十九年十一月九日

飯整第一九〇〇四〇号

三 開発区域に含まれる地域の名称

入間郡毛呂山町大字川角字吹上前九〇八番五、九〇八番六

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

毛呂山町若山二丁目二番地八

福田 徹

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第四百十三号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成十九年十一月十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環  
境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年十一月十六日

埼玉県東松山県土整備事務所長 谷口 建一

一 道路の種類 一般国道

二 路 線 名 二百五十四号

三 道路の区域

| 旧新別 | 区                                         | 間 | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延長<br>(メートル) | 備考 |
|-----|-------------------------------------------|---|-----------------|--------------|----|
| 新   | 比企郡嵐山町大字菅谷字西側四五二番地先から同郡同町大字菅谷字西側四五三番一地先まで |   | 七・一〇            | 三〇・〇〇        |    |
| 旧   |                                           |   | 九・六〇            |              |    |
|     |                                           |   | 一一・八〇           |              |    |

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第四百四十四号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成十九年十一月十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環  
境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年十一月十六日

埼玉県東松山県土整備事務所長 谷口 建一

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 ときがわ熊谷線

三 道路の区域

| 旧新別 | 区                                       | 間 | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延<br>(メートル)長 | 備 | 考 |
|-----|-----------------------------------------|---|-----------------|--------------|---|---|
| 新   | 比企郡嵐山町大字菅谷字上一五番一地先から同郡同町大字菅谷字東側八〇番一地先まで |   | 七・一〇            | 三〇・〇〇        |   |   |
| 旧   |                                         |   | 一八・七〇           |              |   |   |
| 新   | 比企郡嵐山町大字菅谷字上一五番一地先から同郡同町大字菅谷字東側八〇番一地先まで |   | 九・六〇            |              |   |   |
| 旧   |                                         |   | 二二・八〇           |              |   |   |

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第四百四十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成十九年十一月十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環  
境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年十一月十六日

埼玉県東松山県土整備事務所長 谷口建一

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 菅谷寄居線
- 三 道路の区域

| 旧新別 | 区                                      | 間 | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延<br>(メートル)長 | 備 | 考 |
|-----|----------------------------------------|---|-----------------|--------------|---|---|
| 新   | 比企郡嵐山町大字菅谷字上一五番一地先から同郡同町大字菅谷字上一〇番一地先まで |   | 六・九〇            | 七八・九〇        |   |   |
| 旧   |                                        |   | 一一・一〇           |              |   |   |
| 新   | 比企郡嵐山町大字菅谷字上一五番一地先から同郡同町大字菅谷字上一〇番一地先まで |   | 一一・一〇           |              |   |   |
| 旧   |                                        |   | 二二・二〇           |              |   |   |

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第四百四十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十九年十一月十六日

埼玉県東松山県土整備事務所長

谷口建一

一 許可番号

平成十九年八月三十日  
第一九〇〇七六〇号

二 検査済証番号

平成十九年十一月十二日

第一九〇一一一四号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡滑川町大字都一六〇一八、一六〇一一一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

深谷市小前田一七八六一

吉野章

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第四百四十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十九年十一月十六日

埼玉県東松山県土整備事務所長

谷口建一

一 許可番号

平成十九年八月三十日

第一九〇〇六二〇号

二 検査済証番号

平成十九年十一月十二日

第一九〇一一四号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡川島町大字北園部字東内袋一

九二一三  
 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
 比企郡川島町大字上伊草一九四六一  
 八 アクアメゾン二〇二  
 岡部 潤一

埼玉県行田県土整備事務所長告示第六十九号

都市計画法(昭和四十二年法律第九号)第二十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。  
 平成十九年十一月十六日  
 埼玉県行田県土整備事務所長  
 並 木 孝 之

一 許可番号

平成十七年七月二十日

指令行整第一七〇〇七九〇号

二 検査済証番号

平成十九年十一月十三日第二十二号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北埼玉郡大利根町大字佐波字北分一

三八一、一三八一七

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県北埼玉郡大利根町大字佐波一

三八一七

吉村 謙

埼玉県行田県土整備事務所長告示第八十号

都市計画法(昭和四十三年法律第九号)第二十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。  
 平成十九年十一月十六日  
 埼玉県行田県土整備事務所長  
 榎 本 恵 樹

一 許可番号

平成十九年九月二十六日

指令杉整第一八〇〇四一一号

二 検査済証番号

平成十九年十一月八日

杉整第一一三四一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡栗橋町大字小右衛門字五反

田六七六一二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北葛飾郡栗橋町大字伊坂一二七一番地

一プレミール一 一〇三

田畑 勝巳

埼玉県教委告示第三十四号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成十九年十一月十六日

埼玉県教育委員会委員長

高橋 史朗

一 日時

平成十九年十一月二十二日

午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番

一 号  
 埼玉県教育局教育委員会室  
 三 議題  
 一 県議会平成十九年十二月定例会提出予定議案について  
 ロ その他

埼玉県公安委員会告示第491号

道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第99条の2第4項第1号イに規定する技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査(以下「技能検定員審査」という。)並びに法第99条の3第4項第1号イに規定する自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査(以下「教習指導員審査」という。)を次のとおり実施するので、技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第3号)第2条及び第10条第2項の規定により公示する。  
 平成19年11月16日  
 埼玉県公安委員会委員長 由 木 義 文

一 審査の種類

(1) 技能検定員審査

ア 大型自動車免許に係る技能検定員審査

イ 中型自動車免許に係る技能検定員審査

ウ 普通自動車免許に係る技能検定員審査

エ 大型特殊自動車免許に係る技能検定員審査

オ 大型自動二輪車免許に係る技能検定員審査

カ 普通自動二輪車免許に係る技能検定員審査

キ <sup>バイク</sup>牽引免許に係る技能検定員審査

ク 大型自動車第二種免許に係る技能検定員審査

ケ 中型自動車第二種免許に係る技能検定員審査

コ 普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査

(2) 教習指導員審査

ア 大型自動車免許に係る教習指導員審査

イ 中型自動車免許に係る教習指導員審査

ウ 普通自動車免許に係る教習指導員審査

- エ 大型特殊自動車免許に係る教習指導員審査
- オ 大型自動二輪車免許に係る教習指導員審査
- カ 普通自動二輪車免許に係る教習指導員審査
- キ 牽引免許に係る教習指導員審査
- ク 大型自動車第二種免許に係る教習指導員審査
- ケ 中型自動車第二種免許に係る教習指導員審査
- コ 普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査
- 2 期日及び場所
  - (1) 期日
    - ア 論文審査日  
平成19年12月18日(火)及び12月19日(水)
    - イ 技能審査日  
平成20年2月2日(土)、2月5日(火)、2月6日(水)、2月7日(木)及び2月8日(金)
    - ウ 面接審査日  
平成20年2月2日(土)、2月13日(水)、2月14日(木)及び2月15日(金)
  - (2) 場所  
埼玉県鴻巣市鴻巣405番地4  
埼玉県警察本部交通部運転免許センター
- 3 申請期間及び場所
  - 論文及び面接 運転免許センター4階会議室
  - 技能 運転免許センター内コース及び路上
- (1) 申請期間  
平成19年11月16日(金)から11月30日(火)までの間(日曜日、土曜日及び祝日は除く。)
- (2) 場所  
埼玉県鴻巣市鴻巣405番地4  
埼玉県警察本部交通部運転免許センター運転免許課教習所係  
電話 048(543)2001 内線241
- 4 申請要領  
技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、審査申請書を提出するとともに、受けようとする審査に用いられる自動車を運転することができる

免許に係る運転免許証を提示すること。  
なお、審査細目の免除を希望する者は、それに該当することを証明するものを添付して申請すること。

- 5 審査項目
    - (1) 技能検定員審査
      - ア 技能検定に関する技能
      - イ 技能検定に関する知識
    - (2) 教習指導員審査
      - ア 教習に関する技能
      - イ 教習に関する知識
  - 6 審査手数料  
審査手数料については、埼玉県収入証紙により納付すること。
  - 7 その他  
申請要領、内容、手続等の詳細については、埼玉県警察本部交通部運転免許センター運転免許課教習所係に照会すること。
- ~~~~~
- 埼玉県選挙告示第百三十一号**  
埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。  
平成十九年十一月十六日
- 一 日時 平成十九年十一月二十日 午後一時三十分
  - 二 場所 埼玉県選挙管理委員会第
  - 三 議題
    - イ 公職選挙法施行令の規定による不在者投票を行うことができる施設の指定について
    - ロ その他
- 埼玉県選挙管理委員会委員長 高 篠 包

正誤

埼玉県規則第八十九号(平成十九年十月三十日第九百二十三号) 目次中訂正

ページ 段 行 誤

- 一 一 二 埼玉県営住宅条例

正

埼玉県営住宅条例

|      |                                                                       |
|------|-----------------------------------------------------------------------|
| 発行日  | 毎週<br>火曜日・金曜日                                                         |
| 購読料金 | 一年四万三千四百円<br>(郵便料金を含む)                                                |
| 発行者  | 埼玉県<br>さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号<br>○四八―八二四―二二二―(代表)                         |
|      | 埼玉新聞社<br>http://www.pref.saitama.lg.jp/A01/BA00/kenpouhome/fr_top.htm |
| 印刷所  | 関東図書株式会社<br>さいたま市南区別所三―一―一〇<br>○四八―八六二―二九〇―(代表)                       |